

# 東法連ニュース

2025年  
(令和7年)  
1月号  
第449号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <https://www.tohoren.or.jp> Mail : [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)

## 年頭寸言

### 「金利のある世界」の到来に向き合う年

2024年は日銀が17年ぶりに政策金利を引き上げた年となった。利上げの理由として日銀は「賃金上昇を伴った安定的な物価上昇が見通せる状況に至ったこと」を挙げたが、そうした状況は新年も続き、利上げがさらに進むことが予想される。つまり、2025年はいよいよ「金利のある世界」が定着していく年となりそうである。

「金利のある世界」の到来により、財政規律回復の緊要性は一段と高まっていく。わが国では企業業績の改善などに伴う税収増により、ようやくプライマリーバランスの赤字解消が視野に入ってきた。しかし、国と地方を合わせた政府債務がGDPの2.5倍を超えるわが国が、金利負担増の中でも財政の持続性を失わないためには、プライマリーバランスの黒字確保のみでは不十分であり、利払い費を含めた財政収支の改善を目指すべきである。法人会は約70万の会員企業の声として、納税者が納得できる効率的な財政運営、次世代に

過度な負担を残さないための不断の歳出改革を、引き続き強く求めていきたい。

一方で、企業も「金利のある世界」に適應していく必要がある。人件費の増加や仕入価格の上昇に直面する中で、金利上昇は追加的な負担となるが、長期的な観点に立って経営環境が正常化に向かう一つの過程ととらえ、金利の上昇に耐え得る事業構造や経営体質を求めて生産性の向上に一層取り組んでいくことが重要であろう。法人会としては、会員企業の皆さまに経営改革や新しい事業展開へのアイデアを得るきっかけを増やしていただくため、有益な情報を発信するほか、同様の課題に取り組む他の会員企業との交流の場を提供するなど、さまざまな支援を続けてまいりたい。

一般社団法人東京法人会連合会

会長 小林 栄 三



小林会長

### 年頭のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。協力をお願い申しあげますとともに、今年が皆様にとりまして輝かしき一年 員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申しとなりませうと祈念申し上げます。

本年も、法人会活動に対して一層のご いたできます。

## 単位会の会員増強策・退会防止策に関する表彰受賞会を決定

組織委員会



あいざつする  
齊藤政二委員長

令和6年  
度第2回組  
織委員会  
(齊藤政二  
委員長・大

が行われた。

アイデア部門の

最優秀賞は武蔵府中法人会

マインドアップ部門の

最優秀賞は江戸川北法人会

森法人会会長)が、12月12日、全法連会館で開催され、単位会の会員増強策・退会防止策に関する表彰の審査を行うとともに、令和6年度の会員勧奨状況について審議

表彰は今回が3回目であり、従来のアイデア部門に加え、新たに会員増強を盛り上げる施策としてマインドアップ部門を設けたところ、15単位会から応募があった。

審査の結果、アイデア部門では、最優秀賞に武蔵府中法人会、優秀賞に玉川、江戸川北法人会が選ばれ、マインドアップ部門では、最優秀賞に江戸川北法人会、優秀賞に大森法人会が選出された。

表彰式は3月3日開催予定の組織委員会連絡協議会の席上で行い、併せて最優秀受賞会による表彰対象事例の披露を行う予定である。また、各応募会の施策をまとめた冊子を作成し、各会の組織委員長あてに配布することで自会の参考にしていただく予定である。

10月末東法連会員数は前年同月比減少も新規勧奨数は増加傾向

東法連の令和6年10月末現在の会員数は約11万9千社で、前年同月比で約2千社の減少となった。一方、令和6年度4月から10月末までの新規勧奨数は約1千5百社で、令和5年度の同期間を上回るペースとなっており、この傾向を維持しつつ、退会の防止に努めていくことが求められる。



## 食品ロス問題に取り組む工場を見学

東法連女連協役員会

東法連女連協(水野珠貴会長・麹町法人会理事)では、12月4日に第3回役員会として、神奈川県相模原市にある(株)日本フードエコロジーセンターの見学を行った。

同工場では、食品関連事業者から発生した食品廃棄物を、独自技術で殺菌・発酵させて、豚用の液体飼料を製造している。会議室で

業務フローの説明を受けた後、実際に青果類やおにぎり等の大量の食材が、搬入・選別・破碎等される液体飼料の製造工程を見学した。また、同社関連会社さがみはらバイオガスパワー(株)でも、飼料に向かない廃棄物を原料としたメタン発酵により、発電や飼料原料の製造を行う工場の見学を行った。

なお、同工場の見学前には、東京都中央区の大同生命保険(株)東京本社において、執務フロアを見学し、経営者大型総合保障制度の歴史や現状について説明を受けた。



工場内部の様子



見学に参加した女連協役員

## 大規模法人を対象とした 局調査部所管法人セミナー 第5、第6ブロックを中心に29単位会との共催



講演する  
松汐利 悟部長

東法連は12月5日、ベルサル飯田橋駅前で令和6年度第1回局調査部所管法人セミナーを開催した。

東法連は、位会計29会との共催で、対象法人は29会の管轄地域内に所在する東京国税局調査部所管法人(原則として資本金額が1億円以上の法人)。当日は約120名が参加した。第一部では、東京国税局調査第

1を開催した。第1、第2ブロックの一部と第5、第6ブロックの単一を主催した。一部長の松汐利悟氏が「税を考える〜経済社会の変動とともに〜」と題し、財政や法人税をはじめとする各税目別の現状を詳しく解説した。

なお、麻布法人会、第3、第4ブロックについては同内容のセミナーを2月18日に開催する。

第二部では、同調査第一部調査開発課情報技術専門官の馬場毅氏が「電子帳簿保存法の実務について」、同総務部企画課主任税務分祈専門官の土谷智和氏が「税務行政のDX」と題し解説した。



熱心に解説を聴く受講者

## 東京国税局課税第二部幹部との 連絡協議会を開催

東法連は昨年12月20日、東京国税局大会議室において、東京国税局課税第二部幹部との連絡協議会を開催した。

その後、法人会からは現状の説明、国税局からは税務行政のDX推進等についての説明があり、その後、意見交換が行われた。

人會會長)および東京国税局の大久保部長のあいさつ

当日、東京国税局からは、大久保昇一課税第二部長、馬場光徳課税第二部長、宮本竜平法人課税課長、宮下直士法人課税課長補佐ほか法人課税課職員が出席した。東法連からは、副会長8名と専務理事が出席した。会議の冒頭、東法連の松本光史副会長(江東東法



国税局側出席者



法人会側出席者

## 「令和6年度税制講演会」のご案内

東法連では、「税制講演会」を左記のとおり開催します。是非ご参加ください。

日時 令和7年3月5日(水)午後3時〜4時30分

場所 京王プラザホテル 南館4階「錦」

新宿区西新宿2-2-1  
JR・京王線・小田急線・地下鉄「新宿駅」西口より徒歩5分  
都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩1分

テーマ 「非上場企業の事業承継について」

〜期限が迫る事業承継税制を中心に〜

講師 松岡大江税理士法人 総括代表社員

税理士 松岡章夫 氏

定員 100名(定員になり次第締め切ります)

参加費 無料

参加のお申込みは  
東京法人会連合会事務局 (TEL 03-3357-0771) まで

加入推進チラシおよびポスターのリニューアル

東法連特定退職金共済会

公益財団法人東法連特定退職金

共済会(小林栄三理事長)では、

このほど加入推進チラシおよびポスターのデザインを変更し配布を開始した。

チラシおよびポスターは業務委託先の大同生命保険株式会社の各支社・営業部に備えおかれ、推進員により活用されるほか、各法人会の協力を得て広報誌への折込みや各種会合での配布を行っていた。大きくこととしていた。

制度の内容に変更はなく、「あんしんの未来のために」をスローガンに、従業員の退職金準備制度である東法連特退共の魅力が簡潔に分かりやすく紹介する仕様とな

っている。

なお、東法連特定退職金共済制度の令和6年3月末現在の加入状況は次のとおり。

加入事業所数	4,416 社
加入者数	35,435 人
加入口数(※1)	326,191 口
令和5年度掛金収入	42.7 億円
同 給付金額	40.2 億円
積立金額	458.5 億円
要留保額(※2)	457.6 億円

(※1) 加入口数 = 1口あたり1,000円  
 (※2) 要留保額 = 期末において加入者全員が脱退したと仮定したときに必要な支払給付金の総額



特退共加入推進チラシ(表)



特退共加入推進チラシ(裏)



都営新宿線ドア横ポスター

確定申告期に法人会とe-TaxをPR  
都営地下鉄線車内広告を実施

東法連では、2月17日から始まる確定申告期に都営地下鉄線で法人会とe-TaxをPRする車内広告を実施する。

掲示期間は2月3日(月)から3月2日(日)の1ヶ月間で、都営地下鉄浅草線、三田線、新宿線の電車内ドア横にポスターを掲示する。

東京国税局からのお知らせ 令和6年分確定申告期における税務署の閉庁日対応の実施について

東京国税局では、令和6年分確定申告期においても、次のとおり閉庁日対応を実施します。

○閉庁日対応を行う税務署 四谷・新宿・[中野]・杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・[町田]・日野・東村山

次の税務署においては各合同会場で実施します。

- |  |                             |                       |
|--|-----------------------------|-----------------------|
| 合同会場 (対象署: 麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東) | 合同会場 (対象署: 目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷) | 合同会場 (対象署: 足立・西新井)    |
| 合同会場 (対象署: 品川・荏原)  | 合同会場 (対象署: 大森・雪谷・蒲田)        | 合同会場 (対象署: 江戸川北・江戸川南) |
|  | 合同会場 (対象署: 王子・荒川)           | 合同会場 (対象署: 立川・青梅)     |
|  | 合同会場 (対象署: 練馬東・練馬西)         |                       |

○閉庁日対応を行う日 令和7年3月2日(日) ※ 確定申告電話相談センターについても、令和7年3月2日(日)に閉庁日対応を実施

○対応業務 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談 (注) 電話相談については、基本的に確定申告電話相談センターで対応

※ 合同会場では、( )内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行います。  
 ※ [ ]書きの税務署は、署外会場を示します。  
 ※ 閉庁日対応を行う合同会場の所在地等、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。